

施設を利用する権利および使用料の徴収に関する決定について (権利の教示)

施設を利用する権利に関する決定について

1 施設を利用する権利に関する決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、諏訪市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定(この決定について上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、諏訪市を被告として(訴訟において諏訪市を代表する者は、諏訪市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

使用料の徴収に関する決定について

1 使用料の徴収に関する決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、諏訪市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、諏訪市を被告として(訴訟において諏訪市を代表する者は諏訪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。